

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

1/29(火)

笑顔いっぱい、「花」いっぱい!



佐那河内小学校卒業記念 山根玉峰先生 書道教室



IP電話番号

村役場代表 5000~5004
議会事務局 5005
教育委員会 5006
社会福祉協議会 5007

総務企画課 ☎679-2113 出納室 ☎679-2972 産業建設課 ☎679-2115
住民課 ☎679-2971 健康福祉課 ☎679-2114 議会事務局 ☎679-2152
社会福祉協議会(農センター) ☎679-2304 FAX679-2125
教育委員会 ☎679-2817・FAX679-2173

土・日・祝日及び
夜間☎ 679-2111
FAX 679-2125

主な内容

佐小卒業記念書道教室…2 人事行政の運営等の状況を公表…3 福祉灯油購入費助成のお知らせ…20

佐那河内

小学校 掲示

山根先生による

『書道教室』が開催



筆が重くて、腕が痛いよ～



墨の付け具合、力のいれ加減が難しいな!!



みんなからの
お手紙は宝物です。



字のバランス
が難しいです。

昨年6月に、本村出身の書道家山根玉峰さんから、「道学」と書された作品を頂いた小学校。6年生を中心にお礼状を送ったり、お手紙を書いたりとお交を深めてきました。

そしてこの日、もうすぐ卒業を迎える6年生のために、山根先生による、卒業記念作品作成のための『書道教室』が開催されました。

作品のテーマは“花”。卒業生がそれぞれの“花”を咲かせますように！との願いがこもったテーマです。

先生のお手本の中には、四字熟語や難しい漢字などもあり、小学生に書けるのだろうかと思われましたが、児童たちは、『自分が選んだお手本だから、頑張って書く。』と熱心に取り組んでいました。

教室終了後、山根先生による作品づくりが行われ、『石楠花』や『こだま』など小学校ゆかりの言葉をたくさんしたためていただきました。

そして、表紙の作品『ありがとう』は、子どもたちの気持ちを言葉にしてくれたものです。

『先生、ありがとう』

『お父さん、お母さん、ありがとう』

『おじいちゃん、おばあちゃん、ありがとう』

『みんな、ありがとう』



頑張ったご褒美として、山根先生から卒業生全員に、賞状とトロフィーが贈られました。



人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法の一部改正により平成17年度から地方公共団体の職員の任用、給与、服務、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営状況について公表することが、義務づけられました。佐那河内村職員の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関すること

(1) 職員数の状況

(単位:人)

(単位:人)

| 区 分 | 平成18年4月1日 職員数 | 平成18年度中 | | 平成19年4月1日 職員数 |
|-----|------------------|---------|------|------------------|
| | | 採用者数 | 退職者数 | |
| | 53 | 0 | 3 | 50 |

| 職 名 | 職員数 |
|-------------|-----|
| 課 長 等 | 7 |
| 保 育 所 長 | 1 |
| 課 長 補 佐 等 | 10 |
| 主 任 保 育 士 | — |
| 係 長 等 | 13 |
| 主 事 等 | 9 |
| 保 健 師 | 1 |
| 保 育 士 | 4 |
| 用 務 員・調 理 員 | 5 |
| 計 | 50 |

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | 対前年度 増 減 数 | 主 な 増 減 理 由 |
|-----------|-------|--------|--------|---------------|-------------|
| | | 平成18年度 | 平成19年度 | | |
| 一 般 行 政 | 議 会 | 1 | 1 | | |
| | 総 務 | 10 | 9 | △1 | 退職による減 |
| | 税 務 | 3 | 3 | | |
| | 民 生 | 13 | 11 | △2 | 退職による減 |
| | 衛 生 | 3 | 3 | | |
| | 農 水 | 6 | 6 | | |
| | 商 工 | 1 | 1 | | |
| | 土 木 | 4 | 4 | | |
| | 計 | 41 | 38 | △3 | |
| 特 別 行 政 | 教 育 | 7 | 7 | | |
| | 計 | 7 | 7 | | |
| 公 営 企 業 等 | 水 道 | 2 | 2 | | |
| | 下 水 道 | 1 | 1 | | |
| | そ の 他 | 2 | 2 | | |
| | 計 | 5 | 5 | | |
| | 合 計 | 53 | 50 | △3 | |

2. 職員等の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区 分 | 住民基本台帳人口(平成18年3月31日) | 歳 出 額 (A) | 人 件 費 (B) | 人件费率 (B/A) |
|--------|----------------------|-------------|-----------|------------|
| 18 年 度 | 2,934人 | 2,783,955千円 | 477,432千円 | 17.1% |

人件費とは特別職の給与、各種委員報酬、職員給与、退職手当、組合負担金、共済費等をいいます。

(2) 職員給与の状況(普通会計予算)

(単位:千円)

| 区 分 | 職 員 数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 (B/A) |
|--------|--------------|---------|--------|---------|---------|-------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 19 年 度 | 45人 | 191,600 | 24,290 | 77,740 | 293,630 | 6,525 |

職員手当には退職手当を含まない。給与費は9月補正後の予算に計上された額。

(3) 特別職・議員の報酬(月額)

| 区 分 | 給 料 ・ 報 酬 月 額 | | | 期末手当支給割合 |
|-------|--------------------|------------|-----------|---------------|
| | 減額後給料(20%)・報酬(10%) | 条例での給料・報酬 | 差 額 | |
| 村 長 | 588,000円 | 735,000円 | △147,000円 | 6月期 1.6月分 |
| 副 村 長 | 533,700円 | 593,000円 | △59,300円 | |
| 教 育 長 | 450,000円 | 549,000円以下 | △99,000円 | |
| 議 長 | 234,000円 | 260,000円 | △26,000円 | 12月期 1.7月分 |
| 副 議 長 | 199,800円 | 222,000円 | △22,200円 | |
| 議 員 | 167,400円 | 186,000円 | △18,600円 | |

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢(平成19年4月1日、給与実態調査)

| | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-----------|----------|-------|
| 一 般 行 政 職 | 329,600円 | 41.6歳 |
| 技 能 労 務 職 | 318,500円 | 55.2歳 |

※一般行政職とは、福祉職(保育士)、税務職、看護職(保健師)、企業職(簡易水道)を除く、一般的の行政事務に従事する職種です。

(5) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日、給与実態調査) (6) 職員の経験年数別、平均給料月額状況 (平成19年4月1日、給与実態調査)

| 区分 | 行政職 | 技能労務職 | 区分 | 経験10年以上 15年未満 | 経験15年以上 20年未満 | 経験20年以上 25年未満 |
|-----|-------|----------------|----------|------------------|------------------|------------------|
| 高校卒 | 佐那河内村 | 138,400円 | 134,000円 | 一般行政職 | 239,000円 | 287,900円 |
| | 国の制度 | 138,400円 | 120,200円 | | | |
| 大学卒 | 佐那河内村 | 170,200円(上級試験) | | | | |
| | 国の制度 | 170,200円 | | | | |

(※試験区分により初任給は決定)

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日、給与実態調査)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|--------|----|------|------|-----|------|------|-------|
| 職員数(人) | — | 11 | 6 | 2 | 8 | 6 | 33 |
| 構成比(%) | — | 33.3 | 18.2 | 6.1 | 24.2 | 18.2 | 100.0 |

(8) ラスパイレス指数の状況 (平成18年度)

| 区分 | 一般行政職 |
|-------|-------|
| 国 | 100.0 |
| 佐那河内村 | 97.6 |

ラスパイレス指数は、一般行政職職員の給料月額から算出する数値で、国家公務員を100とした場合に、当該市町村の給与の水準がどのくらいであるかを表しています。

(9) 扶養手当の状況 (平成19年4月1日現在)

| 扶養親族 | 配偶者が扶養親族の場合 | 配偶者が扶養親族でない場合 | 配偶者がいない場合 |
|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 配偶者 | 13,000円 | | |
| 子、父母等のうち1人目 | 6,000円 | 6,500円 | 11,000円 |
| 子、父母等のうち2人目 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| その他の扶養親族 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |
| 16～22歳の子の加算 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |

(10) 通勤手当の状況 (平成19年4月1日現在) (11) 期末勤勉手当の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 支給月額 | | 6月期 | 12月期 | 計 |
|-----------|-------------|--------|-------------------|---------|--------|
| | 1km以上2km未満 | 1,500円 | | | |
| 自家用車等の利用者 | 2km以上10km未満 | 4,100円 | 期末手当 1.40月分 | 1.60月分 | 3.00月分 |
| | 10km以上 | 6,500円 | 勤勉手当 0.725月分 | 0.725月分 | 1.45月分 |
| | | | 役職段階別加算措置(3級以上) 有 | | |

(12) 退職手当の状況 (平成19年4月1日現在)

| 種分 | 勤続年数 | | | |
|-------|---------|--------|---------|---------|
| | 20年 | 30年 | 35年 | 最高限度 |
| 自己都合 | 23.5月分 | 41.5月分 | 47.50月分 | 59.28月分 |
| 定年・勸奨 | 30.55月分 | 50.7月分 | 59.28月分 | 59.28月分 |

(13) 住居手当の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 支給額 |
|----------|--|
| 借家・借間居住者 | 月額23,000円の家賃等を支払っている職員…家賃の月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員…最高限度額27,000円 |
| 自宅居住者 | 世帯主である職員 3,500円 |

(14) 管理職手当の状況 (平成19年4月1日現在)

| 管理又は監督の地位にある職員に対する支給 給料月額×役職に応じた率 | 削減後の率 | | 削減前の率 | |
|--------------------------------------|-------|-----|-------|-----|
| | 参事 | 10% | 参事 | 12% |
| | 課長 | 8% | 課長 | 10% |
| | 主幹 | 6% | 主幹 | 8% |

(15) 時間外勤務手当の状況 (16) 特殊勤務手当の状況 (平成19年4月1日現在)

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
 ・時間外勤務1時間につき…当該職員の時間単価×100分の125
 (22時から翌朝5時までの場合は100分の150)
 ・年末年始の休日(1月1日～3日、12月29日～31日)…当該職員の時間単価×100分の135
 (22時から翌朝5時までの場合は100分の160)

| 手当名 | 手当額(円) |
|--------------|----------|
| 保育手当 | 5,000 |
| 水道特殊勤務手当 | 4,000 |
| 税務特殊勤務手当 | 4,000 |
| 農業集落排水特殊勤務手当 | 4,000 |
| 野犬等へい死処理手当 | 1件 1,000 |

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

☆勤務を要する日…毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)

☆1日当たりの勤務時間…午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後零時45分まで休憩時間、午後零時45分から午後1時までと、午後3時から午後3時15分の間は休息时间)

☆1週間当たりの勤務時間…40時間

(2) 休暇制度

| 休暇の種類 | | 休暇日数等 | |
|------------|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 有給 | 年次休暇 | 1年につき20日間 | |
| | 病欠休暇 | 公務上の負傷又は疾病 | その療養に必要と認める期間 |
| | | 結核性疾患 | 1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間 |
| | | 上記以外の負傷又は疾病 | 3カ月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間 |
| | 特別 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しや断又は隔離 | 必要と認める期間 |
| | | 風、水、震、火災その他の非常災害による交通しや断 | 必要と認める期間 |
| | | 風、水、震、火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失又は破壊 | 1週間を超えない範囲内で必要と認める期間 |
| | | 交通機関の事故等の不可抗力の事故 | 必要と認める期間 |
| | | 公民権の行使 | 必要と認める期間 |
| | | 骨髓液提供のための休暇 | 必要と認める期間 |
| | | 職員の婚姻 | 5日の範囲内で必要と認める期間 |
| | | 妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合 | 10日の範囲内で必要と認める期間 |
| | | 別給 | 職員の分べん |
| 職員の配偶者の分べん | | | 2日の範囲内の期間 |
| 休暇 | 通信教育における面接授業の受講 | 1年につき20日を超えない範囲内で必要と認める期間 | |
| | 母子保健法第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 | 区分に応じ、4週間に1回から1週間に1回及び医師等の指示する時間 | |
| | 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進 | 7月から9月までの期間内で必要と認める期間 | |
| | 心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当と認められた場合 | 採用された日から起算して10年、15年、20年、25年、30年、35年または40年に達する日の属する年において連続3日の範囲 | |
| | 生理休暇 | 3日を超えない範囲内で必要と認める期間 | |
| | 女子職員が生後満1歳に達しないその職員の生児を育てる場合 | 1日2回(1回60分) | |
| | 父母、配偶者又は子の法要 | 1日(配偶者及び1親等の血族に限る) | |
| | 就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1年につき5日の範囲内の期間 | |
| | 忌引 | 死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間 | |
| | 社会貢献活動 | 1年につき5日の範囲内の期間 | |
| 無給 | 介護休暇 | 介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間 | |

▼取得実績(平成19年)

| 調査対象職員数 | 年次休暇 | | 病欠休暇取得日数 | 特別休暇取得日数 | |
|---------|--------|--------|----------|----------|----|
| | 取得総日数 | 平均取得日数 | | 忌引 | 婚姻 |
| 51人 | 690.5日 | 13.5日 | 203.5日 | 7日 | 0日 |

4. 職員の分限及び懲戒処分

(平成18年度)

| 処 分 内 容 | | 処分者数 |
|---------|-------|------|
| 分 限 処 分 | 免 職 | 0 |
| | 降 任 | 0 |
| | 休 職 | 1 |
| | 降 給 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 失 職 | 0 |
| | 免 職 | 0 |
| | 停 職 | 0 |
| | 減 給 | 0 |
| | 戒 告 | 0 |
| | 訓 告 等 | 0 |

5. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(平成18年度)

| 研修区分 | 研修内容等 | 受講者数 | 場 所 |
|------|----------------|------|-------------|
| 一般研修 | 市町村吏員研修、課長級研修等 | 14人 | 徳島県自治研修センター |
| 実務研修 | 政策形成・住民対応能力向上等 | 1人 | 市町村職員中央研修所 |

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

▼福利厚生制度に関する状況

(平成18年度)

| 区 分 | 受 診 者 数 |
|-------------|---------|
| 人 間 ド ッ ク | 9人 |
| 脳 ド ッ ク | 4人 |
| 定 期 健 康 診 断 | 51人 |

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|-------|
| 職 員 研 修 会 補 助 金 | 500千円 |

村議会行政視察報告（平成19年11月7～9日）

◆報告者 産業建設委員長 岩佐 博男

◆視察地及び目的

1 宮崎県東諸郡綾町

（面積95・2㎏、

人口7,478人）

照葉樹林をもとに、人と自然が共生する環境に優しい町づくりと、自然生態系農業と有機農業による農業振興について

◎照葉樹林都市

綾町には、照葉樹林の自然林が広大な面積で残っており、日本の自然百選、森林浴百選、水源の森百選にも選定されている。木種は、カシ・シイ・タブ（高木）やヤブツバキ、モッコク・サザンカ・サカキ（低木）などの常緑広葉樹である。照葉樹林は、新鮮な空気や豊かな水を生み出し、多様な動物（イノシシ・ニホンカモシカ、野鳥では豊かな森を象徴するクマタカをはじめ、ヤイロチヨウ・オオルリ・ヤマセミ・アカチヨウビンなど100種類以上）を育てている。動物たちは互いに共存共栄し、森の恵みを分かち合う自然界の秩序が保たれている。

町では、「環境自治体宣言」を行い、この美しい環境を守り育て、未来に継続する取り組みを展開している。

◎自然生態系農業と有機農業の町

本来機能すべき土の自然生態系を取り戻し、化学肥料や農薬などの合成化学物質の利用を排除し、食の安全と健康保持と遺伝毒性を排除する農法で、消費者に信頼され、愛される農業を確立し、長期安定的発展を図るため、町では、昭和63年7月に自然生態系農業の推進に関する条例を制定した。町、生産者、農協が一体となって、自然生態系農業に取り組む。平成13年からは、JAS法に基づく有機JAS登録認定機関として認定された。

有機農産物の販路は、生協など産直提携を中心としている。加えて、地元で生産された農作物は、地元で消費しよつという「地産地消」の高まりから、学校給食を始め、町内公共施設の食材のほとんどは、町内で生産された安全・安心な農作物で賄われている。

有機農業のこれまでの経過については、昭和48年に町民の健康と食の安全・安心、環境保全型の農業を考え、家庭菜園一坪運動を展開し、野菜種子の無料配布などを実施し、有機農業に取り組んだ。その成果が見えるまでには、6から7年かかったが、昭和63年に条

例を制定し、平成元年には有機開発センターが完成。綾町の農作物は、推進に関する条例に基づき、認定基準を設け、ランク付けをした上で出荷されるようになった。認定基準は、綾町が委嘱した学識経験者や生産者や関係機関の代表者らで審議し、決定されている。具体的な仕組みは、農地管理基準と、生産管理基準に従って生産物の認定を行い、認定シールを交付する。認定業務と認定シールの交付は、有機農業開発センターの担当者が交付している。生産物は主に、キュウリ・ダイコン・ニンジン・米・日向夏・畜産などで、年間総農業所得は、40億円である。

◎まとめ

照葉樹林都市綾町。大自然の中で、生活文化の町づくりを掲げながら、有機農業の町として本物をつくる町。また、産業観光の町づくりも推進しており、知れば知るほど、話を聞けば聞くほど引き込まれていく魅力ある町。町議会議長の話し方からも、合併しないで自立していく決意がうかがえる。

町民と行政が一体となって町づくりに取り組んでいる。有機農業についても、農協と行政とが連携した指導体制が確立している。左那河内村はどうだろうか。村民と役場、役場と農協が一体となって取り組んでいるだろうか。我々議員にも責任があるが、役場中心あるいは、農協中心のように思われる。もっと村民・生産者の一人ひとりの意見を大切に、取り組む必要があるように感じた。

2 大分県大山町農協

（面積45・75㎏ 人口3,910人）

農産物直売所「木の花ガルテン」について
◎農産物直売所「木の花ガルテン」の運営について（流通加工事業部直産 市店長の話から抜粋）

大山町農協は、八幡組合長親子2代で築きあげた農協改革である。高齢化が進む中、「田畑にウメ・クリを植えてハワイに行こう」を合い言葉に大成功。町民の70%以上がパスポートを持っている。ハワイはもちろん、東南アジア、ニュージーランドと海外に毎年行っている。旅費などの経費は、農協が無利子で貸してくれている。

「木の花ガルテン」は、平成2年に農産物直売所と農産物を使ったバイキングレストランとの組み合わせで、事業展開している。大山町農協が事業主体である。大山町農協の事業展開の基本となる考えは、「農家が農業で食べていけるような支援」であるが、農家がつくった農産物を市場に出す際、市場で決められた規格、A級・B級・C級の品質とし、M、Sの大きさがあり、これに合わないものは、市場に出せない。市場に出せない農産物を生かす方法として直売所なら売ることができる。農業でなく、サラリーマンの収入で暮らしている小規模農家も直売所なら、農産物で収入を上げることができる。また、農協の職員は「自分たちが食べておいしいと思える農作物、親戚や友人にあげるような気持ちで、本当においしいものを提供すること」また、農産物を買って使ってもらうには、「こうして食べればおいしい」ということを実

際に体験してもらおう場として、『提案型レストラン』が必要。』だということに気付いた。こうしてバイキングレストラン「オーガニック農園」が構想され、大成功し、平成4年に福岡市、平成6年に大分市にと店舗を増やし、現在は、大山町を含めて7店舗。平成18年度の売り上げは、17億円、年間来場客は50万人である。今後売り上げ20億円を目標に掲げ、シイタケ・エノキ茸などのキノコ類5種類の販売に力を入れている。

・「木の花ガルテン」の現状

- 会員数 3,000人
- 年会費 1,000円
- 売り上げの2%を納める
- 入会金 無料

◎まとめ

農産物直売所「木の花ガルテン」は、農協が事業主体であるが、生産者が中心になって運営をしている。出荷している会員は、「家庭菜園でつくったものを直売所に出してお金になる、こんな楽しいことはない。」と言っている。佐那河内村も、誰でも手軽に出荷できるようにしたい。農協が事業主体であるが、生産者が中心になって運営をしている。出荷している会員は、「家庭菜園でつくったものを直売所に出してお金になる、こんな楽しいことはない。」と言っている。佐那河内村も、誰でも手軽に出荷できるようにしたい。



J A大山町産直「木の花ガルテン」

議行事出席報告
2月

〈場所〉(出席者)

- 1日 勝名地区町村監査委員連絡協議会定期総会並びに研修会〈徳島市〉(西川、長尾監査委員・吉本書記)
- 同日 村議会総務委員会所管事務調査〈役場〉(総務委員)
- 8日 勝名地区村議会議員研修会〈徳島市〉(全議員)
- 12日 村議会全員協議会〈農振C〉(全議員)
- 14日 村議会総務委員会行政視察〈山口県萩市教育委員会、二見小・中学校〉(総務委員)
- 14日 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会〈徳島市〉(加藤議長)
- 同日 徳島県市町村トップセミナー〈徳島市〉(加藤議長)
- 18日 平成19年度定例監査及び2月分例月出納検査〈役場〉(西川、長尾監査委員)
- 18日 村議会産業建設常任委員会行政視察〈愛媛県内子町、伊方原子力発電所〉(総務委員)
- 22日 村農業委員会総会〈農振C〉(仁羽農業委員)
- 25日 村議会学校舎改築協議会〈農振C〉(全議員)
- 26日 ふれあいまつり農林産物品評会表彰式並びに村づくり研修会〈農振C〉(各議員)
- 27日 県町村議会議長会定期総会並びに勝名地区町村議会議長会定期総会〈徳島市〉(加藤議長、吉本事務局長)
- 同日 小松島市外三町村衛生組合監査〈小松島市〉(石佐監査委員)

短歌

日下早苗

木漏日に自生の南天紅ふかめ

冷え沁む斜面に凜々とあり

メモ取りて用一つつつ進めおり

いちにんのわが年の瀬の日々

山口利子

軽々と枝削ぎ瞬時に丸田切る

国の補助なる大型機械

荒廃のすすむ奥山守らんと

国挙げての動き頼みとなせり

山川ナツノ

わが村とふるさとつなぐ新トンネル

灯に映ゆる壮歓仰ぐ初春

十二億注ぎしトンネルの恩恵に

生かされゆかんわが佐那河内村

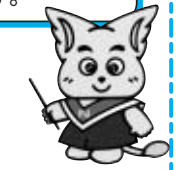
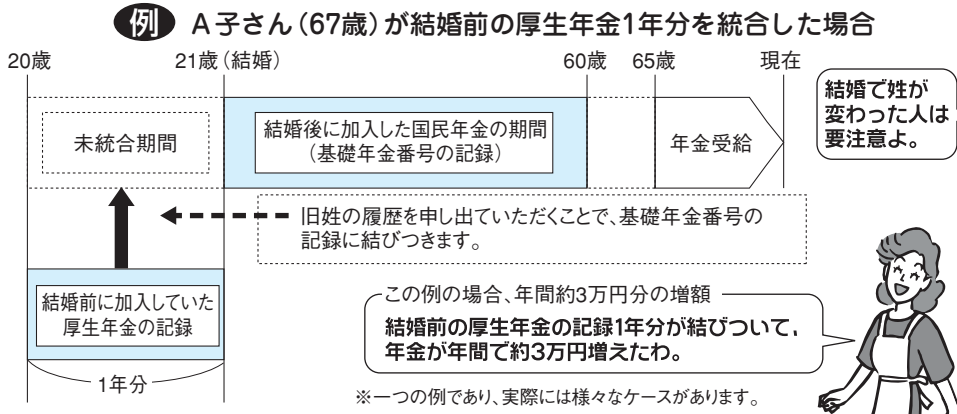
旧姓の頃の記録が統合されていないことがあります

平成20年4月から保険料が月額14,410円(310円引き上げ)になります。

平成8年12月以前に

旧姓で年金に加入していた人は、ご注意ください。

記録を確認いただき、申し出ていただくことにより、記録を速やかに結びつけることができます。



平成20年2月と3月は「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」です。

まずは記録を確認してください。

1. 記録の確認は次の3つの方法で

① 社会保険事務所または年金相談センターで

【受付時間】

○月～金曜日：午前8:30～午後5:15

2月と3月は一部の年金相談センターを除き午後7:00まで受付時間を延長します。

○2月9日(土)、3月8日(土)、3月9日(日)：午前9:30～午後4:00

(都合により開庁できない社会保険事務所・年金相談センターもあります。)

※お近くの社会保険事務所の所在地や開庁時間の延長などについては、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) で案内しています。

② お電話で

「ねんきん特別便専用ダイヤル」0570-058-555

※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。



【受付時間】

○月～金曜日：午前9:00～午後8:00

○第2土曜日および3月9日(日)：午前9:00～午後5:00

※原則として皆さんの基礎年金番号や生年月日をお尋ねし、後日、回答票を郵送します。

※「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)でも受け付けています。

③ インターネットで(ユーザーID・パスワード)

現役加入者は、社会保険庁ホームページから、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

平成20年の4月から10月までの間に、すべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、改めて記録の確認をお願いすることとしています。

記録がもれている場合

2. 旧姓履歴の申出

申出は社会保険事務所へ

3. 記録の調査及び統合

記録の調査及び統合は社会保険事務所で行い、皆さんに結果をお知らせします。



※平成9年1月以降にはじめて年金に加入された人は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されていますので、ご安心ください。

◎「ねんきん特別便」が届いた際には、加入記録を十分に確認してください。

◎結婚などにより姓が変更となっている場合は、氏名変更が必要です。

◎社会保険庁に届けている住所に送るため、住所変更のあった場合は住所変更手続きをしてください。

社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新しい被保険者証が交付されます。なお、給付については老人保健制度と変わりませんが、新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられます。また、各種の申請や届出の受付は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

◎資格について

現在老人保健に加入している人は、国保または被用者保険から脱退し、自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。ただし、老人保健制度において障害認定を受けられている人（65歳から74歳）は、平成20年3月31日付けで、下記お問い合わせ先窓口において障害認定の申請を取り下げることにより、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。その際は、引き続き国保または被用者保険に加入していただくことになります。

◎被保険者証について

被保険者証は、平成20年3月中に一人に1枚交付します。



◎平成20年3月下旬に転入・転出などで異動があった人へ

平成20年4月1日制度施行に合わせ被保険者証などを一括送付するため、行き違いにより、

- ①前住所地の市町村から異動前の内容の被保険者証などが届く場合がありますが、使用できませんのでお手数ですが前住所地の市町村へご返却ください。その際、新しい住所地の市町村から新しい被保険者証などが届きます。同一市町村内の転居においても同様です。
- ②被保険者証などが4月に届く場合がありますので、ご了承ください。

◎保険料徴収の凍結について

後期高齢者医療制度に切り替わる直前に、国保以外の健康保険で被扶養者になっていた人の保険料は、平成20年4月から9月までは徴収されず、10月から平成21年3月分までは9割減額された金額となり、徳島県の場合10月から翌年3月の半年間の総額で約2,000円の保険料となります。

具体的なお支払い方法については、9月下旬頃、お住まいの市町村からお知らせする予定です。

◎保険料の算定方法（後期高齢者単身世帯の場合）について

[例①] 基礎年金受給者 年金額79万円

所得割額 なし + 被保険者均等割額 12,232円（7割減額）≒12,200円

[例②] 厚生年金受給者 年金額208万円

所得割額 40,865円 + 被保険者均等割額 40,774円（減額なし）≒81,600円

◎病院などにかかるとき

病気やけがで診療を受けるときは、医療費の1割（現役並み所得者3割）を窓口で支払います。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの人へ

現在、老人保健でこれらの証をお持ちの人については、平成20年3月末までに後期高齢者医療広域連合から新たに交付します。現在お持ちの証は、3月末日で使えなくなります。

●お問い合わせ先 住民課●

65歳から74歳で国民健康保険に加入する世帯主の皆さんへ!

平成20年4月から、国民健康保険税が年金から徴収されます。

1. 年金から徴収される人

次の①から③までのすべてに当てはまる人は、平成20年4月に支給される年金から、保険税(2ヵ月分に相当する額)を差し引いて納めていただくこと(特別徴収)になります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の人全員が、65歳以上75歳未満であること
【世帯内に65歳未満の人がいる場合】
 - ★ 65歳未満の国保の被保険者がいる場合→該当しません。
 - ★ 65歳未満の人全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合→該当します。【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】
 - ★ 75歳以上の人が世帯主となっている場合→該当しません。
 - ★ 75歳以上の人が世帯主となっていない場合→該当します。
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

※年金から保険税を徴収される人は、自ら金融機関などへ出向いていただく必要がなくなります。

2. 年金から保険料が徴収される人に届けられる通知書について

- ・仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書
平成20年3月末から4月上旬までの間に、特別徴収を開始することをお知らせする通知書が届きます。
- ・年金振込通知書
年金保険者が4月15日までに送付される年金支払額に関する通知書(年金振込通知書)の中に、年金から徴収される国民健康保険の保険税額が記載されています。

3. 年金から徴収が行われない場合

市町村から保険税納入通知書が送られてきます。今までと同じように、通知書とともに送られる納付書や口座振替などの方法により、個別に保険税を納めてください。

夜間・休日救急診療の受診方法

1. 比較的病状が軽い場合(軽傷・軽症) あらかじめ受診を希望する医療機関に電話をしてから受診するようにしてください。

| 医療施設名 | 診療内容 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|----------------------|--|----------|
| 徳島市夜間休日急病診療所 | 内科・小児科 | 徳島市沖浜東2-16 ふれあい健康館1階 (月~土) 19:30~23:30 (日・祝) 09:00~17:00、18:00~23:30 | 622-3576 |
| 高木病院 | 外科・整形外科 | 徳島市昭和町7-37 | 625-8353 |
| 寺沢病院 | 外科 | 徳島市津田西町1-2-30 | 662-5311 |
| 松永病院 | 整形外科 | 徳島市庄町4-6 | 632-3328 |
| 協立病院 | 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科 | 徳島市八万町橋本92-1 | 668-1070 |
| 中洲八木病院 | 内科・外科・整形外科 | 徳島市中洲町1-31 | 625-3535 |
| 橘整形外科病院 | 内科・外科・整形外科 | 徳島市寺島本町西2-37-1 | 623-2462 |
| 麻野病院 | 内科・呼吸器科・外科・消化器科・循環器科 | 石井町石井字石井231-1 | 674-2311 |
| 川島循環器クリニック | 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科 | 徳島市北佐古1-1-8 | 631-7711 |
| 中村整形 | 整形外科 | 徳島市二軒屋町1-1-16 | 652-1119 |

2. 病状が重いと判断される場合(中・重症) 速やかに搬送して医療処置を受けられるようにするためにも救急搬送車を活用してください。

救急搬送車：679-3999

～ シルバー人材センター ～



シルバー人材センターでは、シニアワークプログラム事業として、果樹剪定アシスタント講習会を、2月4日～8日までの5日間の日程で実施しました。

果樹栽培の基本的な講習や、JA指導員の井河勝淑さんによるスダチ選定の実技指導などを受けました。最終日には、県シルバー連合会からの講習修了書が受講生全員に授与され、全日程を終了しました。

今回の講習を受講された参加者のうちの4人が新しく人材センターに入会されました。

シルバー人材センターでは、その他いろいろな仕事の依頼を受けています。お気軽にご相談ください。

また、会員の入会も随時受け付けています。仕事の依頼同様お気軽にご相談ください。

平成20年度会員募集中!!
年会費 1,000円

◆ 平成19年度 歳末たすけあい事業 ◆

次の皆さんをお見舞いしました。

- ・在宅療養者 (H20. 2. 7) ……………24人
- ・低所得者 (H19. 12. 23) ……………4人
- ・母(父)子家庭 (H19. 12. 23) ……………8人
- ・おせち料理 (H19. 12. 31) ……………4件
- ・長期入院者 (H20. 2. 14) ……………40人
- ・施設入所者 (H20. 2. 14) ……………64人
- ・施設訪問数 ……………17施設

みなさん喜んでくださいました。



善意銀行だより

●村上 カヨ子 様……………金一封

上記の預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意によって膨らんだ預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。

ありがとうございました。

～第1弾～

平成19年度環境保全促進事業 地域環境リーダー養成基礎講座

この講座は環境をテーマに、今までとは少し視点を変え、地域や人との関わりから環境問題を見つめることに趣をおき、個と地域の「心」に触れることを目的とした講師を招き、開催しています。

現在、8講座が終了し、参加者は延べ175人となりました。

伊勢 達郎 さん

(NPO法人自然スクールトエック代表)

2講座

エンカウンターグループやブレインストーミングなどを活用して参加者の一人一人の心の状態を大切に、身近な環境問題などを省みるワークショップを実施しました。



橋本久仁彦 さん

(PTプロデュース代表)元龍谷大学講師

3講座

参加者が環境などにまつわる思いや体験談を語り、



レイバックシアター

を活用したワークショップなどを実施しました。



林 政明 さん

(椎名 誠氏率いる「怪しい探検隊」料理長通称 リンさん)

1講座

国内外の冒険の話をもとに、環境に配慮した調理法の話や全国の伝承料理をレポートしたときの話などユーモアを交えた話をさせていただきました。



エコライフくらぶ

鶴岡 峰子 さん (保健師)

大山 俊子 さん

(徳島県地球温暖化防止活動推進委員、ナチュラルクラブ会長) ほか

1講座

出来るだけ生ごみを出さない調理法や素材を活かし、調味料を少なくすることで健康と環境に配慮した調理法を研修しました。



大野 晃さん

(長野大学環境ソーリズム学部教授)

1講座

日本の農山村部の地域コミュニティ存続の指標として限界集落を提唱し、日本及び世界各地を調査研究した見知をもとに、今後河川流域の地域連携の重要性や自然と共生する仕組みづくりを、地域住民が主体となり創り上げていくことが大切だと話された。



※この地域環境リーダー養成基礎講座は、全国モーターボート競走施行者協議会からの助成金を受けて実施しています。

法テラス 設立2周年記念

無料法律相談会

- ◆日時 平成20年4月10日(木) 13:00～16:00
- ◆場所 徳島弁護士会館5階(徳島市新蔵町1丁目31番地)
- ◆相談資格 次の資力要件に該当する人が対象です。
◎収入などが一定額以下であること。(手取月収など)

・単身者 182,000円以下 ・2人家族 251,000円以下 ・3人家族 272,000円以下

- ◆その他 予約が必要です。予約空き状況や資力要件など、お気軽にお問い合わせください。

- ◆問合せ 法テラス徳島 電話 050-3383-5575(平日9:00～17:00)

4月10日は法テラスの日。
それを記念して無料法律相談会を
実施します。

佐那河内 保育所 探検隊



保育修了式前の最後の大きな行事で、子どもたちの1年間の成長ぶりが発表されました。

小さいクラスの児童は、可愛い衣装をつけて踊ったり歌ったりと元気いっぱい!!

年中クラスの児童は、自分たちが大好きなテレビ番組の歌に合わせて、女の子は可愛らしく、男の子はかっこよく踊っていました。

一番大きなクラスの年長さんは、自分たちの出番以外にも、他のクラスの準備や片付けを手伝っていました。

英語の歌があり、お遊戯もあり、最後には劇もあり、児童たちは今日のために一所懸命練習をしてきたようです。年度初めの4月から比べると、見た目はもちろんのこといろんな面で成長しています。4月になれば1つずつ進級し、年長さんは小学1年生です。残りの保育所生活を1日1日大切に過ごしていきたいと思えます。



2月10日(日)

生活発表会



みんな元気に
楽しい発表会
でした。



平成20年4月1日から

乳幼児等医療費の助成対象を拡大

中学校修了まで対象に!

平成20年4月1日から、これまでの村単独での乳幼児等医療費助成事業を拡大し、中学校修了まで対象とすることになりました。

新たに受給対象となるお子さんの保護者は、役場へ交付申請にお越しく下さい。(注1)

入院時食事療養費、柔道整復施術療養費、県外医療機関で受診した場合は、償還払いとなります。(注2)

医療保険のきかない診療(薬のビン代、診断書料、差額ベット代など)については、自己負担になりますのでご注意ください。

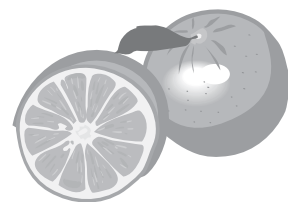
※(注1) 交付申請には、印鑑、健康保険証(お子さんの名前が書かれたもの)をご持参ください。

(注2) 役場への請求には、振込口座が分かるものと印鑑をご持参ください。その他、入院時食事療養費については、受給者証に医療機関窓口での受領確認、その他の場合については、受診者の分かる領収書もご持参し請求ください。

◎お問い合わせ先 健康福祉課 乳幼児医療担当

明治大学ファームステイ研修体験レポート

平成19年9月13日(木)～9月19日(水)の期間で、明治大学農学部農業経済学科の学生9人(男子7人・女子2人)が農家民泊をし、すだち収穫の農業体験を行うファームステイ研修を実施しました。今回はこの体験レポート第2回目です。受け入れ農家との会話やすだち収穫の体験を通じて、若い学生が佐那河内村や農業に対して何を思い、何を感じたのか、ぜひご一読ください。



受け入れ農家 正木さん(北山)

【石本裕樹さんのレポートより】

今回のファームステイ研修は、現地の農家に一週間民泊し、作業のお手伝いをするという内容です。場所は徳島県佐那河内村。行く前は期待と不安でもとても緊張していました。しかし、村役場に着ぎ、地元を受け入れ農家の皆さんがとても優しく歓迎してくれたので、緊張も吹っ飛んでいき、楽しみになってきました。私は正木さん宅に週間お世話になりました。初日、家の外でハーベキューをしながら色々な話を話しました。「今、日本の農作物は輸入に頼る傾向にあり、日本での農業の割合が低下している。輸入に頼るのは悪いことではないが、日本で作れるものは作っていかねればいけない」。これは正木さんが話していたことで、実際に農業を営んでいる人が言う言葉はとても心に残りました。この一週間で少しでも農業のことを分かりたいと思いました。(中略)作業二日目は気温が高く、雨も降ったりやんだりという気候の中で行われました。すだちの収穫は、初日やってみて二つ丁寧にやるのが大切だと思いました。そのことを意識しながら作業に取り組んでいきました。作業をしていくと、初日とは異なり、木についているトゲがするどくて長さも大きいことに気づきました。トゲの長さが大きくするどいものが木についているすだちを雄すだちといいますが、逆にとゲがあまりするどくないものを雌すだちといいます。雄すだちの方が香りも強く、よく使用されています。この

日、作業の中休みの時に佐那河内村の農業について話を伺うと、現在この村の人口の4分の1が75歳以上ということでした。やはり若者は市内や県外に出て行ってしまつのが多いようです。この佐那河内村だけでなく日本全体がこの問題に直面していると思います。日本での農業生産向上のためには若者が必要になると思うので少しでも協力できればと思います。(中略)この研修を通してすだちをもっと色々な人に知ってもらいたいと思い、東京に帰ってきた今、多くの人にすだちを知ってもらえるように紹介していきたいと思つています。

【伊藤貴裕さんのレポートより】

佐那河内村ファームステイ研修において、農業の生産現場に生で立ち会うことができ、そこで貴重な体験ができたことは人生の中でとてもよい経験になりました。今まで農作業自体をしたことがなかったので、



石本さん(左) 伊藤さん(右)

受け入れ先の正木さんご家族に迷惑をかけるまいかを一番心配していましたが、とても親切にご指導して頂き、なんとか一週間作業を行うことができました。しかし、その一週間には、雨や暑さの中での収穫があり、トゲに苦戦したり、早朝の起床に苦労したりで、農業や自然の厳しさを身をもって知ることになりました。また、すだちのような農産物はそのまま商品になる為、傷などがあれば売り物になりません。収穫の際には、ハサミですだちに傷をつけないようにし、落とさないよう細心の注意を払いながら作業をしました。さらに、収穫後にはJAの冷蔵室に保存するために一定量を袋に入れる作業がありました。今まで緑色のすだちしか知らなかったのですが、すだちは空気に触れていると黄色くなってしまうということを知り、すだち自分で袋に穴を開けないように注意したり、袋の口から空気が入らないようにしっかりと口を閉じたりと、こんなに気を使う作業が商品になるまでにあることを初めて知りました。農産物は天候に左右されやすいということは今まで知っていましたが、正木さんのところでお聞きした話では、十万かんなどは隔年で出来不出来があるということなど、今まで知らなかったことも多くありました。やはり自然のもとで育つものは、人の力ではどうにもできない事があるのだというのがよく分かりました。また、すだちを収穫する際にはその大きさや色が一つ一つ違うのですが、すだちが消費者の手に渡るころにはきれいに色や形、大きさを揃えて並べられています。均一ではないすだちの収穫を直に体験すると、売り場に出るまでの過程でどれだけの労力と時

間がかかっているのかを考えさせられました。一方で佐那河内村の選果場には光センサーによって色、形、大きさを判別し袋詰めから箱詰めまでを行う機械がありま

す。それまで人が手作業していた頃より数段早くなったという技術の進歩も見られました。また、冷蔵の技術により、すだちを保存することで旬の時期とそれ以外の時期にも対応でき、一年中すだちを出荷できる事にも驚きました。しかし、すだちを収穫する作業は人の手でしかできず、木の高い所や木の中にあるすだちなど、収穫しづらい所ではどうしても時間がかかり、効率的にすることは難しいことがわかりました。(中略)労働時間にもさまざまな問題があり、収穫時期には朝から収穫や剪定、夜には仕分けと朝起きてから寝るまで決まった労働時間がないところにも農業ならではの苦労があるのだと分かりました。また、農家ごとに農地面積も違うので、広いところでは人を雇ったり研修制度などを利用したりして収穫作業を行えますが、そうでないところでは家族でやらなければなりません。正木さんのところではご夫婦しか農業をしておらず、とても全てのすだちを収穫するのは難しいとのことでした。さらに、はつきりも実をつけていますが収穫することはなく、サルに食べられてしまう状態であることも実際に行ってみてはじめて分かったことでした。佐那河内村でも人口が減少していて、少子高齢化が進んでいます。後継者不足による農業の就業人口も減り、農家戸数も減少しています。これからの農業はごも大変になっていくと思いますが、佐那河内村では特産のすだちをアピールするために様々なこと

を行い、すだちを誇りに思っていることを研修を通じて感じました。

今まで東京で暮らしていて、すだちという存在には気づきませんでした。徳島県の特産で90%以上を生産していることも知りませんでしたし、東京では一個50円することも知りませんでした。実際に体験をしてみても多くのことが分かり、また新たなことの発見の連続でした。すだちだけでなく、多くの農産物は商品として並ぶまでにいろいろな行程を経ています。人が育て、一つずつ手で取るといいうことから始まる作業を、直に目で見て手で触ること、店頭と並んでいる商品を見ているだけでは気づかないことが分かり、とても新鮮な体験でした。

今は消費者と生産者の距離が遠くなり、誰がどこで作っているのか分からない食べ物や工場で作られた加工品、外国からの輸入品が増えてきています。消費する側も、ただ売られている物の良し悪しを判断するだけでなく、生産側にも目をやり、知ることが重要なのだと思いました。日本の自給率は40%を下回っていると聞きます。しかし、農家は二所懸命がんばっています。今回それを見て農業の難しさや重要さを体験し、日本の農業の大切さを学びました。緑や自然の中で農業を体験し、どのように農産物ができるのかを知ることで、消費するだけでは分からない、違った考えを持てるようになると思います。このような体験を小さな子から大人までが経験することも大切なことだと思いました。

受け入れ農家 西岡さん(北山)

【村上京輔さんのレポートより】

「青いダイヤ」。最初の対面式で村民のひとりから出た言葉は、実習中も僕の頭の中にずっと残っていました。この言葉からすだちに対する村民の期待や自信がうかがえました。そのすだちの95%以上を生産している徳島県の中でも1、2位を争い、多くの生産量を誇っている佐那河内村。そこで過ごした1週間は村民のみならず、一緒に行った友人のおかげで実習とは思えないほど楽しい思い出になりました。(中略)2日目からは早速すだち採りに励みました。徳島県に着いてからは2、3日悪い天気が続き、カッパを着ながらのすだち収穫となりました。一番必要とされるのは我慢でした。すだち収穫は超「ツツツ」型の作業で、本当に自分との戦いでした。それでもお父さんと佐那河内の話や、私の故郷の三宅島の話をしていたら時間は長く感じませんでした。佐那河内と三宅島は、村つながりで共通でした。また人口、緯度など共通点がたくさんありました。故郷によく似たこの村にとても親しみが沸きました。すだちの実はとても繊細なので、中には病気の实や、傷のついた実がしばしばありました。その実たちはA級品になることはできず、B級品となり、加工に回されました。また、A級品であっても一度地面に落とすとB級品になるなど、その管理は厳しいものがあり、私はすだちのことをまさにダイヤのように扱ったのを覚えていきます。すだちは本当に佐那河内村民の心に

根付いていました。夕食には必ずすだちが食べられます。焼き魚はもちろん、刺身、冷奴、揚げ物、ビールなど、ありとあらゆるものにすだちを取り入れていました。この地域にあるものを食べるという、当たり前ですが、最近忘れられようとしている考えが佐那河内村にはありました。すだちを利用して新商品の開発にも精を出していました。最終日前夜に役場でご馳走になった「すだちムース」「すだちジュース」その他にも様々なすだち商品を目にしました。加工までしてすだち産業を伸ばして欲しいという村ぐるみの努力を感じました。すだちに相当の想いを託している村民の皆さんが私には輝いて見えました。チームワークがよく、温かみがあり、すごい人好きが多く、村に初めてくる私たちに温かく接してくれました。最初、何もできない私に何も文句を言わずに丁寧に教えてくださったし、たいしたことでもないのに思いっきり褒めてくれました。(中略)おそろしく、大学を卒業するころになっても受け入れてくれた全農家の顔を覚えていると思います。忘れそうになったらまた佐那河内に行きたいです。佐那河内万歳！ 連れて行ってくれた橋口先生に感謝です！



徳島県OURリバーアドプト事業の参加を募集します

村では、園瀬川や嵯峨川の「河川一斉清掃」を村民の皆さんが中心となって30年以上も実施し、河川や水辺を愛し大切にしてきました。しかし、近年はゴミの投棄量の増加や異常気象などから河川の土砂の堆積が多くなっています。特に近年は、葦茅も河川全体を覆うほどに繁茂しているのが見受けられます。

葦茅は大雨時の冠水被害の一因として住民生活をも脅かしています。一方で葦茅は堆肥としても農家の皆さんに利用されています。

このようなことから、本村では河川の清掃そして治水と資源の有効利用を連携する「徳島県OURリバーアドプト事業」を推進することになりました。

参加資格者

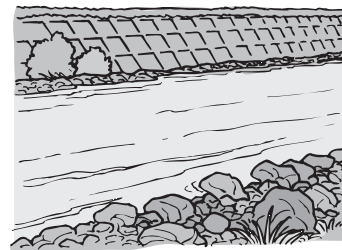
村内の県管理河川区域において、清掃美化活動を行う団体や集落

活動区域

村内の県管理河川地域で、100m以上の区間を活動する団体や集落

活動内容

年間3回以上の清掃美化活動や葦茅刈り
(葦茅刈りは1回でも可)
空き缶、その他ごみの分別



平成20年度の河川一斉清掃から取り組む予定で、参加団体や集落を募集します。3月の常会などで話し合いいただき、参加の有無を村役場へご報告ください。

問い合わせ先 産業建設課

「緑のふるさと協力隊」

その10

佐那河内村での緑のふるさと協力隊の活動もとうとう終わりとなりました。一年間は長いようで、ここには書ききれない刺激的で楽しく充実した内容だったためかあつという間に終わったという感じです。

本当に多くのおみなさんと関わって、いろんな経験をさせていただき、親切にしてくださる感謝にたえません。正直なところ来る前は人がいない土地と思っていましたが、村民の笑い声と活力に溢れる元気な村だと感じました。

この村は都会ですと生活してきた私にとって、とても特殊な世界でした。特殊といっても、もちろん変なとか嫌なという意味ではありません。地域住民同士の深い付き合い、行政や他人まかせにせず自分たちで考え、協力し合う体制。四季おりおりの中で自然に逆らわず旬を楽しむ生活などなど。

きつと古き良き日本というのはこの佐那河内村のようなものだろうと感じます。まるで自分はラフカディオ・ハーンのような異国の人間が見て愛し、魅了された世界に触れられたぞという部分が重なっているような気持ちです。

写真はこの村に来た時庭に植えたレモンの樹です。何年か後に実をつけてくれることをこの後に続く協力隊の隊員たちに託して成長を願っています。この樹の成長を見守っていただければと思っています。



した。

日本の財産としてこの佐那河内村が変わることなくいつまでも残っていることを願い最後のあいさつとさせていただきます。本当に一年間ありがとうございました。

及川 仙一

世間さんへ

ぼくの名前は、土佐たい平。小学校5年生です。
 お母さんやお父さん、となりのおじさんや向かいのおばさんが話しているのを聞いて、ぼくはときどき、不思議に思うことがありました。
 「世間さまに恥ずかしくない生活をしなさい。」
 「私たちは賛成よ。でも、世間さまがねえ…。」
 「世間の口に戸はたてられないものなのよ。」
 この前もテレビを見てると、記者会見で会社の社長さんが頭をさげていました。
 「世間をお騒がせして申し訳ありません。」
 みんなの話に出てくる『世間』って、一体誰なんだろう？
 ぼくはある日、思い切って『世間』さんにハガキを出してみることにしました。

世間さんへ
 ぼくの家族や近所の人々の話のなかで、時々、あなたの名前が出てきます。でも、ぼくはあなたのことをよく知りません。あなたは誰ですか？どういう仕事をしているのですか？教えてください。
 高知市丸の内一の七の五二
 土佐 たい平



ハガキをポストに入れた次の日、学校から帰って郵便受けをのぞくと、ハガキが一枚入っていました。「『世間』さんからた!!」とうれしくなりました。でもそれは、昨日ぼくは『世間』さんに出したハガキでした。

「解放教育No.467」(明治図書)の「だまってられへん」(松村智広 著)のなかで「世間」について書かれている部分をアレンジして作成
 出典：高知県教育委員会 みんなでつくる人権学習 Part4 SEED8 世間さんへ

「世間体」を気にしたり、「世間」を意識して行動したりしたことはありませんか。
 自分の意見や考えを大切にすることはなく、「世間」に同調しようとしていませんか。「世間」を隠れみのにして自分の都合のよいようにしようとしているのかもかもしれません。でもそれは、時として人を傷つけたり、自分自身が生きづらくなることにつながったりします。
 「人権を大切にすること」を視点に立って、自分で考え、自分で行動することを積み重ねていきましょう。それが、「世間」にとらわれず、偏見や差別が認められない社会をつかっていくことにつながっていくと思います。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

4月

4月から新年度の登録が必要です。
 手続きをお願いします。

- 〈小学校体育館〉
 - ※健康運動教室 20:00～21:00
 - ※太極拳 19:30～20:30
 - 〈中学校体育館〉
 - 卓球 19:30～21:30
 - ※バドミントン 20:00～22:00
- ・※印の種目は活動費が必要です。
 ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
 ・参加される方でスポーツクラブ未加入の方は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
 ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ
 さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内)
 ☎679-2817 IP5006

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|--------------|----|-----------|--------------|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 健康運動教室 | 8 | 9 太極拳 | 10 バドミントン | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 卓球 | 17 バドミントン | 18 | 19 |
| 20 | 21 健康運動教室 | 22 | 23 太極拳 | 24 バドミントン | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

狂犬病予防接種と犬の登録について

狂犬病とは、すべてのほ乳類が感染する病気です。

人も例外ではなく、発症するまで診断は困難で、いったん発症するとほぼ100%の確率で死に至る、とても恐ろしい病気です。

このことから、日本では狂犬病予防法を定め、飼い犬に対して、生涯一度の登録と年に1回の予防接種を義務つけています。

残念ながら、国内の予防注射実施率は低下しています。それを解消するには、飼い主のみならずのご理解とご協力が必要です。

《登録と予防注射は最寄りの場所》

◆ 実施日 平成20年4月10日(木)

◆ 料金 (一頭あたりの費用)

犬の登録 3,000円 狂犬病予防注射 3,000円

◆ 場所と時間

| | 場 所 | 時 間 |
|-----------|---------------------|-------------|
| 宮前方面 | 役 場 | 10:00~10:30 |
| | 旧 宮 前 農 協 前 | 10:40~11:00 |
| | 朝 宮 神 社 | 11:10~11:30 |
| | 宮 前 公 民 館 | 11:40~12:00 |
| | 岡 山 勝 明 様 宅 前 | 13:10~13:30 |
| | 桜 集 会 所 | 13:40~14:00 |
| | 東 府 能 バ ス 回 転 場 前 | 14:10~14:30 |
| 高樋・嵯峨方面 | 若 宮 神 社 | 14:40~15:00 |
| | 尾 境 集 会 所 | 10:00~10:20 |
| | 寺 谷 生 活 改 善 セ ン タ ー | 10:30~10:50 |
| | 丸 田 公 会 堂 | 11:00~11:20 |
| | 嵯 峨 農 協 前 | 11:30~11:50 |
| | 天 一 神 社 | 13:10~13:30 |
| | 佐 々 木 商 店 前 | 13:40~14:00 |
| | 根 郷 集 会 所 | 14:10~14:30 |
| 高 樋 農 協 前 | 14:40~15:00 | |

お済みですか？

消費税・地方消費税の確定申告

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(月)までです。

期限を過ぎて申告や納税をすると、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合があります。お早めに申告と納税をお済ませください。

★納税の準備をお忘れなく！

消費税及び地方消費税は、消費者からの預かり金的な性格を有する税金です。

必ず期限内に納付しましょう。



消費税の申告・納税は3月31日まで！

【問い合わせ先】

徳島税務署(徳島市幸町3-54)
☎088-622-4131

原付などの

廃車手続きは

3月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(使用車)に課税されます。

乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車などは、3月31日(月)までに次の場所で廃車手続きをしてください。



| 車 種 | 手続き場所 | 必要なもの |
|--------------------|-----------------------------------|---|
| 原動機付自転車 小型特殊自動車 | 住民課 | ・本人の印鑑 ・ナンバープレート ※代理人へ依頼のときは両者の印鑑 |
| 軽四輪車等 | 県軽自動車協会 ☎641-2010 | 詳しくは左記まで |
| 125ccを超える 二輪車 | 四国運輸局 徳島陸運支局 ☎050-5540-2074 | 詳しくは左記まで |

平成20年度国家公務員採用試験の概要

人事院は、平成20年度に次の採用試験を行う予定です。

【大学卒業等程度】

- ・ 国家公務員採用Ⅰ種試験
- ・ 国家公務員採用Ⅱ種試験
- ・ 国税専門官採用試験
- ・ 法務教官採用試験
- ・ 労働基準監督官採用試験
- ・ 航空管制官採用試験

【高等学校卒業程度】

- ・ 国家公務員採用Ⅲ種試験
- ・ 海上保安学校学生採用試験（特別）
- ・ 刑務官採用試験
- ・ 海上保安学校学生採用試験
- ・ 入国警備官採用試験
- ・ 海上保安大学校学生採用試験
- ・ 皇居警衛官採用試験
- ・ 気象大学校学生採用試験
- ・ 航空保安大学校学生採用試験

※受付期間・試験日など詳しい内容については

〒760-0086 高松市松島町1-17-33 人事院四国事務局 第二課試験係

☎087-831-4765 人事院HP <http://www.jinji.go.jp> まで

技能検定試験の案内

◎**とき・ところ** 6月から9月にかけて、実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

◎**職種** 造園など30職種

◎**申し込み** 4月3日から16日に、徳島県職業能力開発協会、鳴門地域職業訓練センター、牟岐町商工会で受付します。

※詳しくは、県職業能力開発協会（☎088-663-2316）へお問い合わせください。

2009年1月、上場会社の株券が電子化されます！

●株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

●お手持の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

※電子化に関するお問い合わせは、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

（☎03-3667-4500（平日9:00～17:00））

防災無線（戸別受信機）の 点検について

●電池ブタを開けて、乾電池が液漏れなどしていないか確認してください。

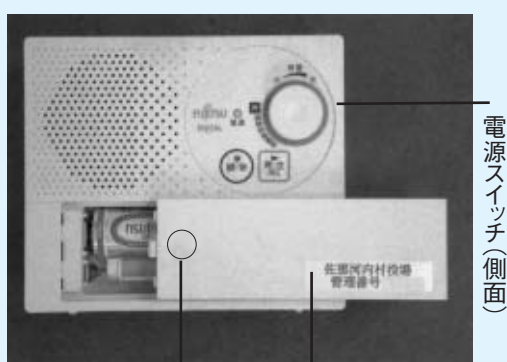
液漏れなどしていると、戸別受信機の故障の原因となりますので、年に1回は点検をお願いします。

●乾電池は停電時などの非常用です。必ず乾電池を2本入れてください。

（単一、単二、単三の三種類が使用可能ですが、異なった種類では使用しないでください。使用時間を考えると、単一アルカリ乾電池使用をお勧めします。）

●家の外に防災無線用のアンテナを立てている家は、アンテナが安定しているかなど確認してください。

受信した放送が鮮明に聞こえない、音が途切れるなどがありましたら、総務企画課までご連絡ください。



電源スイッチ（側面）

「>」部分 電池ブタ

電池の交換のしかた

- 1 電源スイッチを「切」側にします。
- 2 電池ブタの「>」部分を押しながら右に引いて開けます。
- 3 乾電池を新しいものに交換します。
- 4 電池ブタを左方向にスライドさせ閉じます。
- 5 電源スイッチを「入」側にします。

福祉灯油購入費助成のお知らせ

この度、佐那河内村では、原油価格の高騰に伴い、冬期使用量の増加した灯油をはじめ、石油製品や日常生活物資の値上がり、低所得世帯に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、平成19年度限りの緊急対策として、次のとおり「福祉灯油購入費」の助成を行うことにしました。

助成費の支給を希望される人は、「福祉灯油購入費助成申請書」を3月31日までに提出してください。

☆申請書は健康福祉課にあります。



◎**対象世帯** 平成20年1月1日現在、佐那河内村に居住(入所または長期入院を除く)している人で、次のいずれかに該当する世帯に限ります。

①生活保護世帯

②高齢者世帯(平成19年度非課税世帯)

65歳以上(昭和18年1月1日以前生まれ)の者だけで構成されている世帯か、これに、18歳未満(平成元年4月2日以降生まれ)の者が加わった世帯

③障害者世帯(平成19年度非課税世帯)

身体障害者手帳(1級・2級)、療育手当(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者、または、特別児童扶養手当受給者のいる世帯

④ひとり親世帯(平成19年度非課税世帯)

母子家庭、父子家庭のうち、18歳未満(平成元年4月2日以降生まれ)の者を養育する世帯

◎**助成金額** 1世帯当たり 2,000円

◎**申請期限** 平成20年3月31日(月) 必着 ※生活保護世帯の人は、申請書の提出は不要です。

◎問い合わせ先：健康福祉課◎

土・日・祝日及び夜間の役場への 電話についてのお願い

役場への電話については、現在通常の勤務時間帯(月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)はご用のある担当課への直通番号をご利用いただいておりますが、

休日及び夜間の電話については代表番号(088-679-2111)へお願いします。

なお、IP電話については、現行のとおりです。

平成20年

春の全国 交通安全運動

◆期間／4月6日[日]
～15日[火]

【交通事故死ゼロを目指す日】は
全国一斉に4月10日[木]

個人情報に関する内容のため削除してしています

| 日 | 曜 | 行事名 | とき・ところ | 備考 |
|------|---|------------------|---|--|
| 3/16 | 日 | 小・中卒業式 | 時 小学校9:30～、中学校13:30～ 所 各校体育館 | |
| 18 | 火 | 健康相談 | 時 寺谷生改センター10:00～11:00 保健センター 13:30～14:00 所 根郷集会所 14:15～14:40 | 持 健康手帳 |
| 19 | 水 | 廃ビニール・古紙など収集日 | 時 8:30～11:00 所 追上駐車場 | |
| 24 | 月 | 心配ごと相談・行政相談・特別相談 | 時 9:00～12:00 所 農振センター 2F(小和室) | 問 直通ダイヤル ☎679-2432 |
| 25 | 火 | 小・中春休み | | 4月7日まで |
| | | 保育修了式 | 時 10:00～ 所 保育所 | |
| 26 | 水 | 廃ビニール・古紙など収集日 | 時 8:30～11:00 所 追上駐車場 | |
| 27 | 木 | 戦没者追悼式 | 時 10:00～ 所 佐小体育館 | |
| | | いきいき体操教室 | 時 13:30～15:30 所 保健センター | 対 医師から運動制限を受けていない 概ね65歳以上の人 持 運動しやすい服装 |
| 4/2 | 水 | 廃ビニール・古紙など収集日 | 時 8:30～11:00 所 追上駐車場 | |
| 4 | 金 | 保育所入所式 | 時 10:00～ 所 保育所 | |
| 8 | 火 | 健康相談 | 時 桜集会所 10:00～11:00 宮前公民館 11:15～11:40 嵯峨生改センター13:30～14:30 嵯峨老人憩の家14:40～15:20 所 | 持 健康手帳 |
| 9 | 水 | 廃ビニール・古紙など収集日 | 時 8:30～11:00 所 追上駐車場 | |
| | | 小・中入学式 | 時 小学校9:30～、中学校14:00～ 所 各校体育館 | |
| 14 | 月 | 心配ごと相談・人権擁護相談 | 時 9:00～12:00 所 農振センター2F(小和室) | 問 直通ダイヤル ☎679-2432 |
| | | いきいき体操教室 | 時 13:30～15:30 所 多目的ホール(健祥会ハイジ) | 対 医師から運動制限を受けていない 概ね65歳以上の人 持 運動しやすい服装 |

バードストライク

野鳥が人工物に衝突する事故を「バードストライク」と呼んでいます。灯台の灯りや窓ガラスに映る景色に飛び込んだり、飛行機、車、列車など高速の乗物に激突したり…。特に、近代化が著しいこの半世紀あまりの間、野鳥たちにとっては受難の連続です。

加えて、自然エネルギーブームに棹さす風力発電施設の増加により、野鳥が風車の羽根に切り裂かれる新たな事例が全国的に問題視されています。北海道では、国の天然記念物

で絶滅の危機に瀕しているオジロワシが少なくとも9羽その犠牲になっています。四国でも、愛媛県で報告



左翼切断で死亡したオジロワシ
撮影／高田令子

例があります。

今年秋から本格稼働する大川原高原風車群。ここは希少な鳥の生息地である上に渡り鳥の飛行コースにもなっています。その多くは夜間飛行ですし、濃霧で視界がきかない日も少なくありません。こんな現状を私は懐手して座視できず、周辺地域も含め野鳥のモニタリング調査を行っています。「人か鳥か」ではなく、「人も鳥も」みんな大切だと思っからです。(吉田)

行事案内 (要予約)

- 3月16日(日) 10時30分～15時
「昆虫・小動物の観察会とゴミ拾い」
- 3月23日(日) 10時～14時
「風力発電工場の現場を見に行こう」
- 4月12日(土) 10時～12時
「カブトムシを育ててみよう」

お申し込み・お問い合わせ先
ネイチャーセンター ☎679-2238

広報 四方山話 よもやまばなし

キャベツの茎から 小さなキャベツ! (芽キャベツ)

アブラナ科アブラナ属。キャベツを小さくしたようですが、キャベツの若芽ではありません。茎にそってピッチリと生えるわき芽です。品種によっては一株から60～70も収穫できま



す。その様子から別名『子持ちらんかん』などと呼ばれ、子孫繁栄の縁起をかついで、結婚式の料理に出されることも多いそうです。

キャベツよりも暑さに弱く生育期間も長めなので、旬の時期(晩秋・冬)以外の収穫が難しいようです。季節を感じさせる野菜です。

(丸田 橋本庄治さんの畑にて撮映)

桃の節句 手づくりお雛様



保育所の遊戯室にきれいに飾られたひな壇は、保育所児童一人ひとりの手づくりです。

また、両脇の花木は、住民のみなさんからいただいたものです。すだちくんも素敵な衣装をまとい、一緒にお祝いしています。



お詫言正

広報さなごうち2007年12月号P20「ネイチャーセンターだより」において誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

たいと ようせつ → たいと ようせい
泰斗で天逝 → 泰斗で天逝